

旧教育館跡地暫定活用事業提案

資料集

令和 4 年 12 月

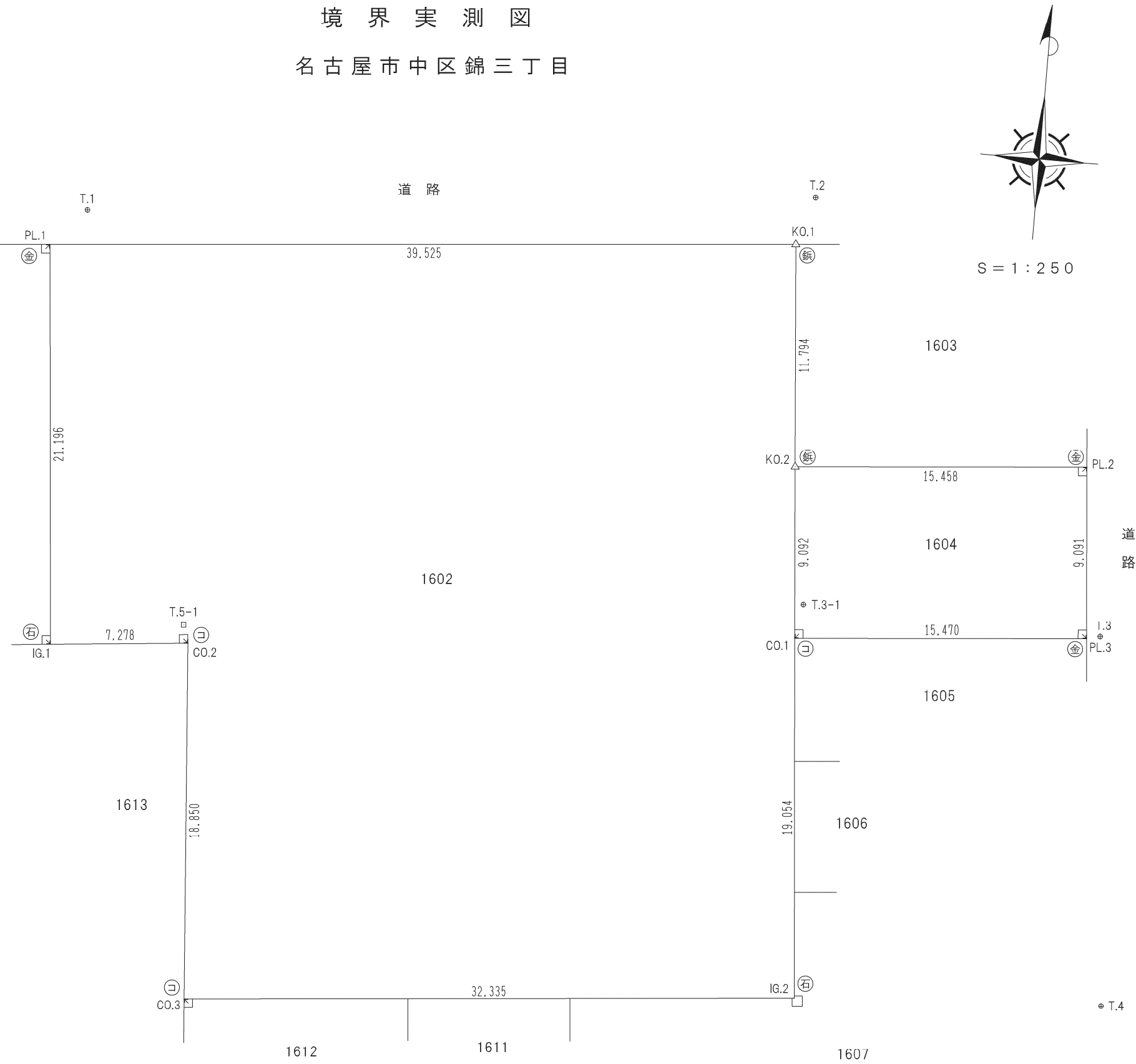
(令和 4 年 12 月 13 日修正版)

名古屋市

目 次

- 資料1 境界実測図
- 資料2 現況施設図
- 資料3 既設埋設管敷設概略図
- 資料4 残置物測量図
- 資料5 旧教育館跡地暫定活用に関する基本協定書（案）
- 資料6 公有財産有償貸付契約書（案）

境界実測図
名古屋市中区錦三丁目



20 03
◎

求 積 表

世界測地系				
地 番	1 6 0 2			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
PL. 1	-91968. 2009	-23628. 0429	-37. 5512	3453516. 305636
IG. 1	-91989. 3182	-23626. 2123	9. 0770	-834987. 041301
CO. 2	-91988. 6409	-23618. 9659	8. 6533	-796005. 306300
CO. 3	-92007. 4384	-23617. 5590	33. 6204	-3093326. 881983
IG. 2	-92004. 6369	-23585. 3455	30. 6147	-2816694. 357302
CO. 1	-91985. 6501	-23586. 9443	-2. 3461	215807. 533700
KO. 2	-91976. 5889	-23587. 6916	-1. 7168	157905. 407824
KO. 1	-91964. 8348	-23588. 6611	-40. 3513	3710900. 638465
合 計				-2883. 701261
合 計 面 積				1441. 8506305
地 積				1441. 85 m ²

地 番	1 6 0 4			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
KO. 2	-91976. 5889	-23587. 6916	-14. 6563	1348036. 479895
CO. 1	-91985. 6501	-23586. 9443	16. 1626	-1486727. 268306
PL. 3	-91984. 3523	-23571. 5290	14. 6563	-1348150. 262614
PL. 2	-91975. 2931	-23572. 2880	-16. 1626	1486559. 872258
合 計				-281. 178767
合 計 面 積				140. 5893835
地 積				140. 58 m ²

総合計面積	1582. 4400140 m ²
-------	------------------------------

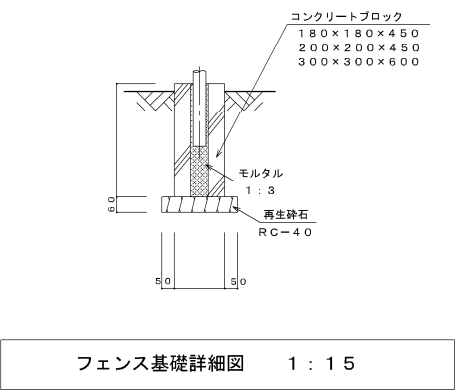
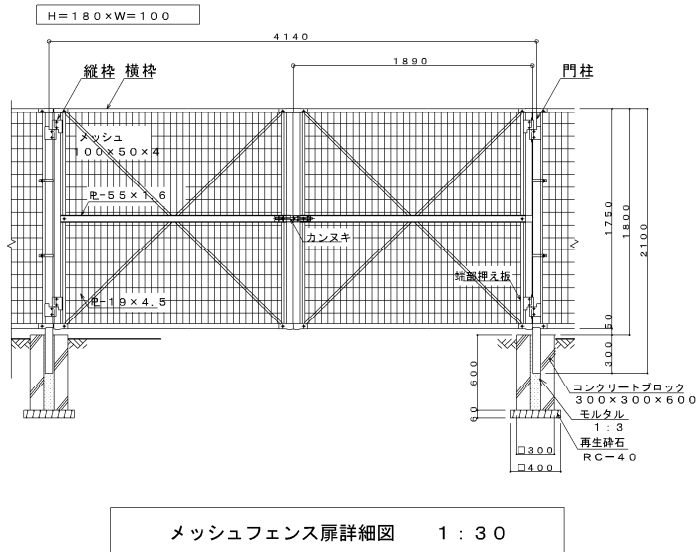
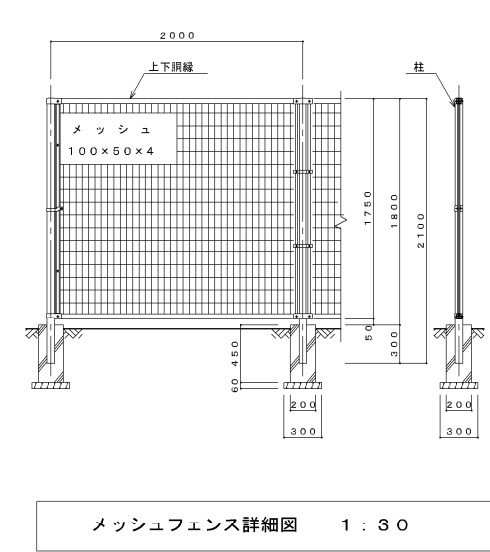
境界標の種類	
⊖	コンクリート杭
⊕	石杭
⊙	金属標
⊖	鋳
⊕	キザミ
⊙	計算点



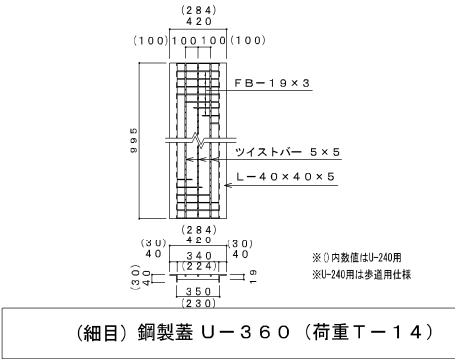
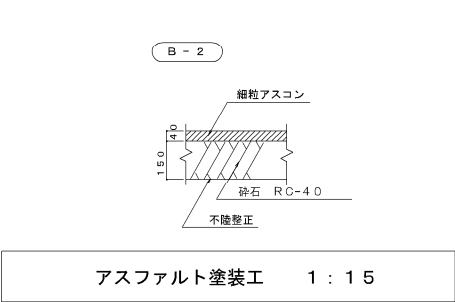
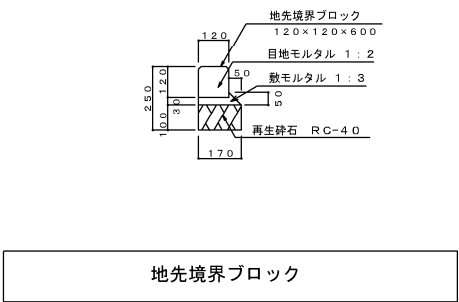


本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする。

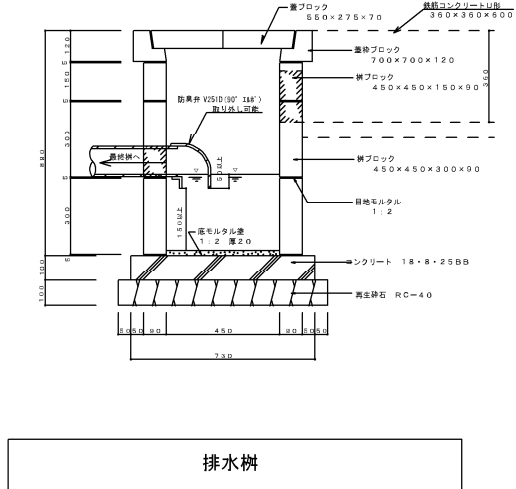
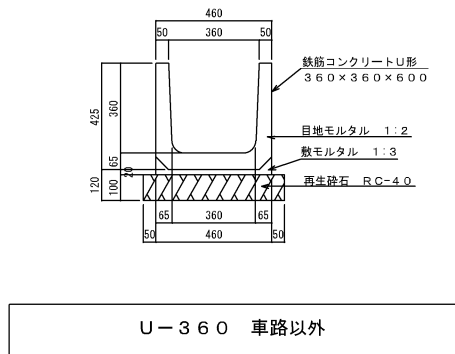
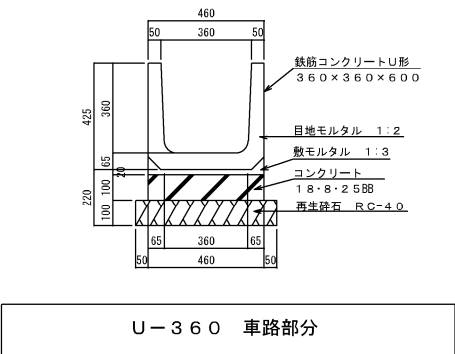
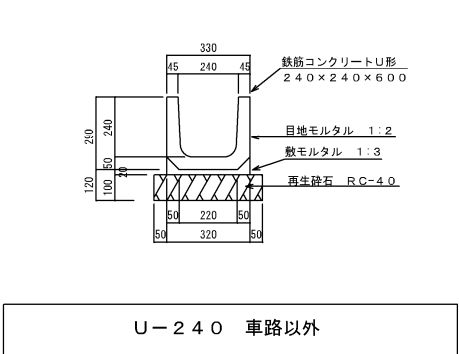
解体完了平面図 A1 1:100



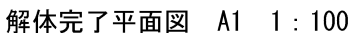
- 共通事項
- 主柱・鋼線の素材は亜鉛鉄板構造用（亜鉛付着量 $275\text{g}/\text{m}^2$ 以上）または、一般構造用圧延鋼材（ $\text{SS}400$ ）に亜鉛メッキ（亜鉛付着量 $400\text{g}/\text{m}^2$ 以上）とする。
 - メッシュは樹脂塗装品とする。
 - 取付金具類は、溶融亜鉛メッキとする。
 - 部材寸法、基礎ブロック等、上記以外は製造所の仕様による。基礎下の砕石は全てに適用する。
 - 南京錠取付（発注者指定品）



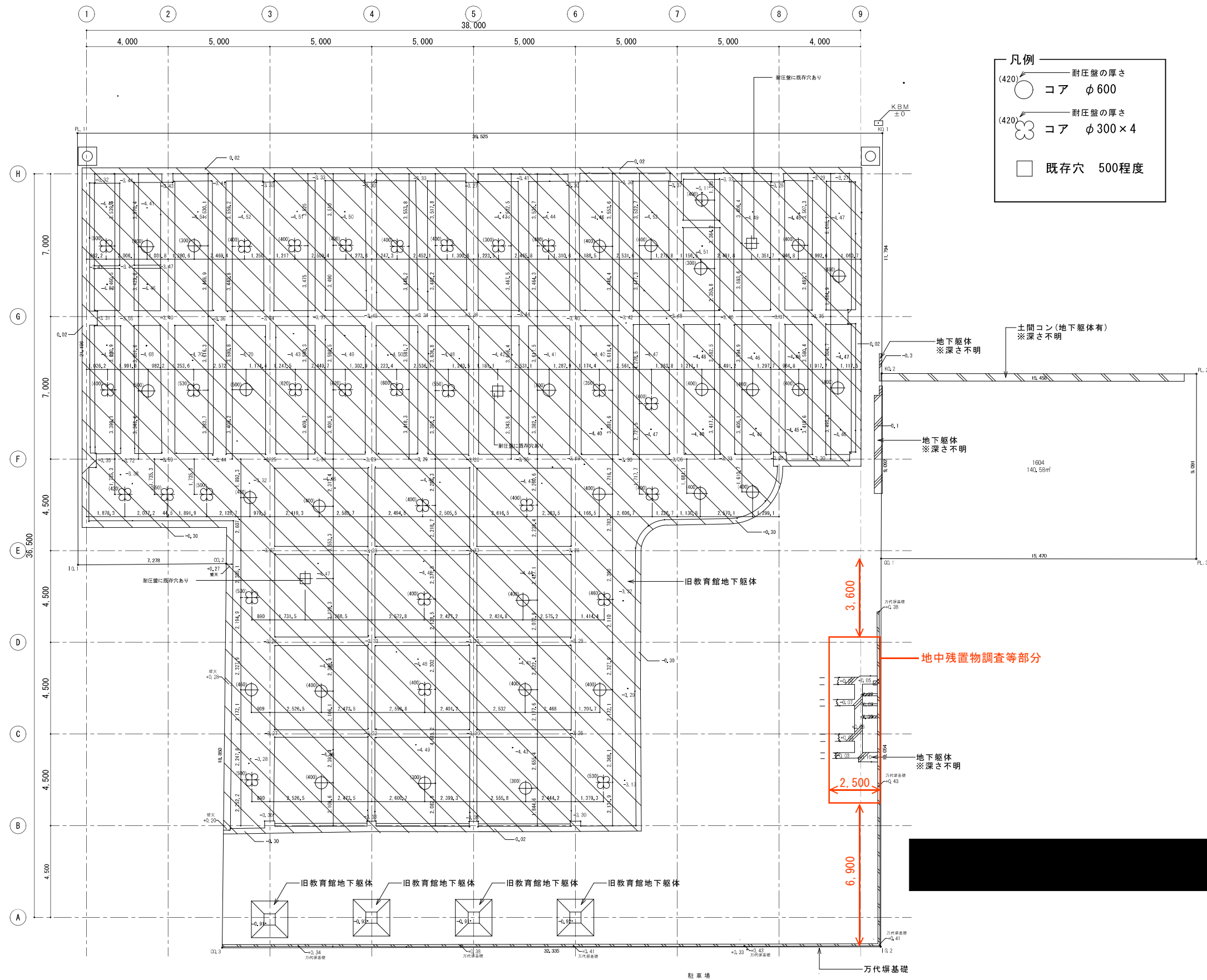
- 特記
- 鋼製蓋は、一般構造用圧延鋼材（ $\text{SS}400$ ）とし、溶融亜鉛メッキ品とする。
※溶融亜鉛メッキ種別はJIS H 8641 2種HDZ55とする。
 - 鋼製蓋相互は、銀・シャックル・クリップ等で連結する。
 - 鋼製蓋の主部材の表面は、メンスリッ加工処理とする。



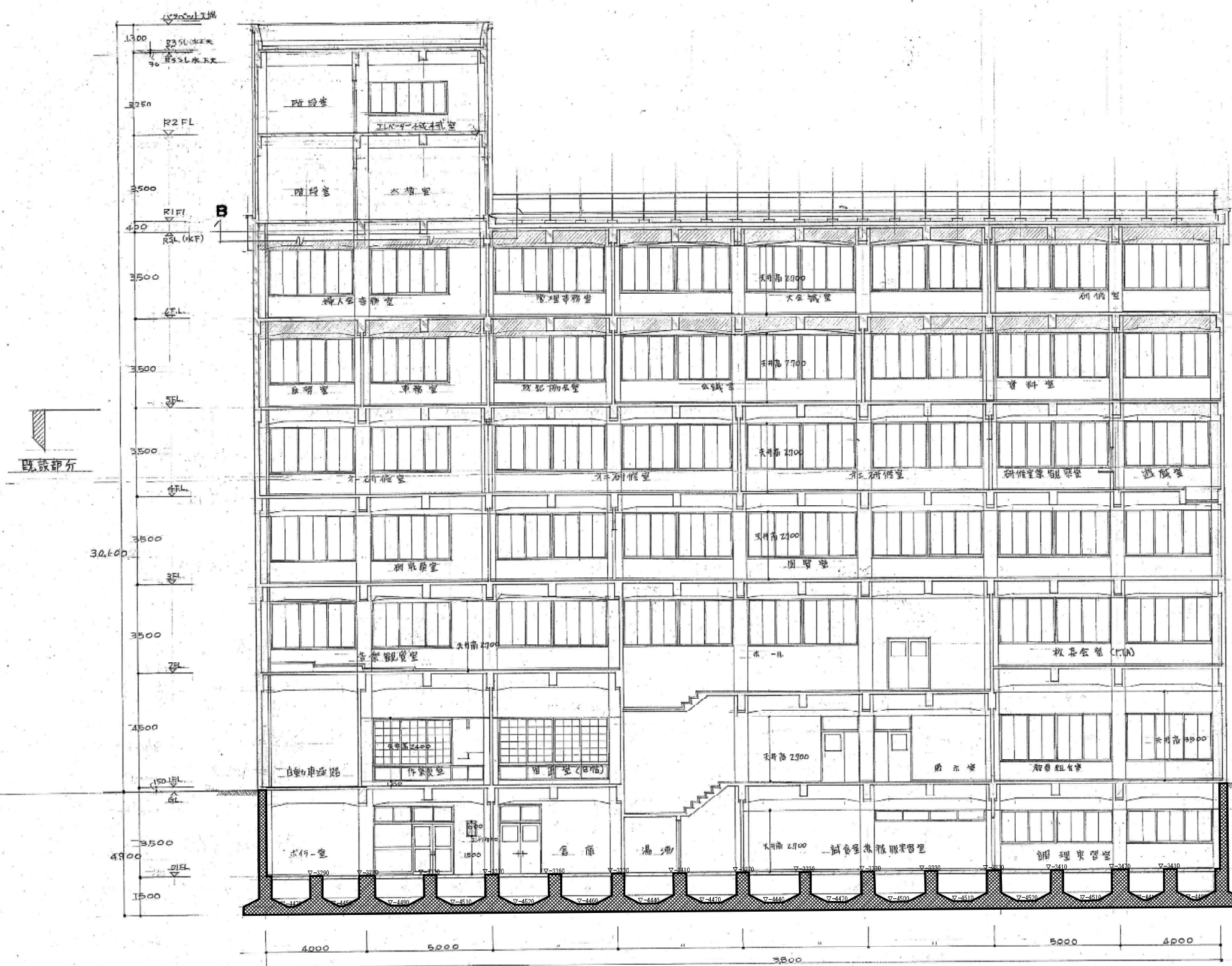
旧教育館取りこわし工事				設計図	
部分詳細図				No. 10	
縮	尺	A1 1/15 1/30	A3 1/30 1/60	164	枚の内
設 計		令和 2年 3月			
本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする。					



旧教育館取りこわし工事		設計図
その他 インフラ現況図		No. 164
縮 尺	A1:1/100	164 図の例
設 計 令和 2年 3月		
本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする。		

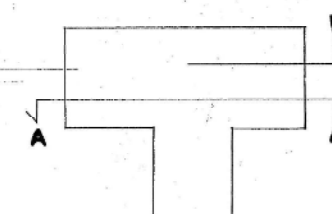


凡例	■ 基準レベル＝現状GL±0		AA 概 観 21年 12月 09日	変更訂正内容	概 観 21年 12月 09日	件 名 旧教育館取りこわし工事	確認	審査	作成	図 番
	■ ※及び曇マークは保留箇所を示す。		概 修正 年 月 日							
			概							
			概							
			概			図 名 残置物測量図	縮 尺 A1-1/100 A3-1/200			



■ 在置部分を示す

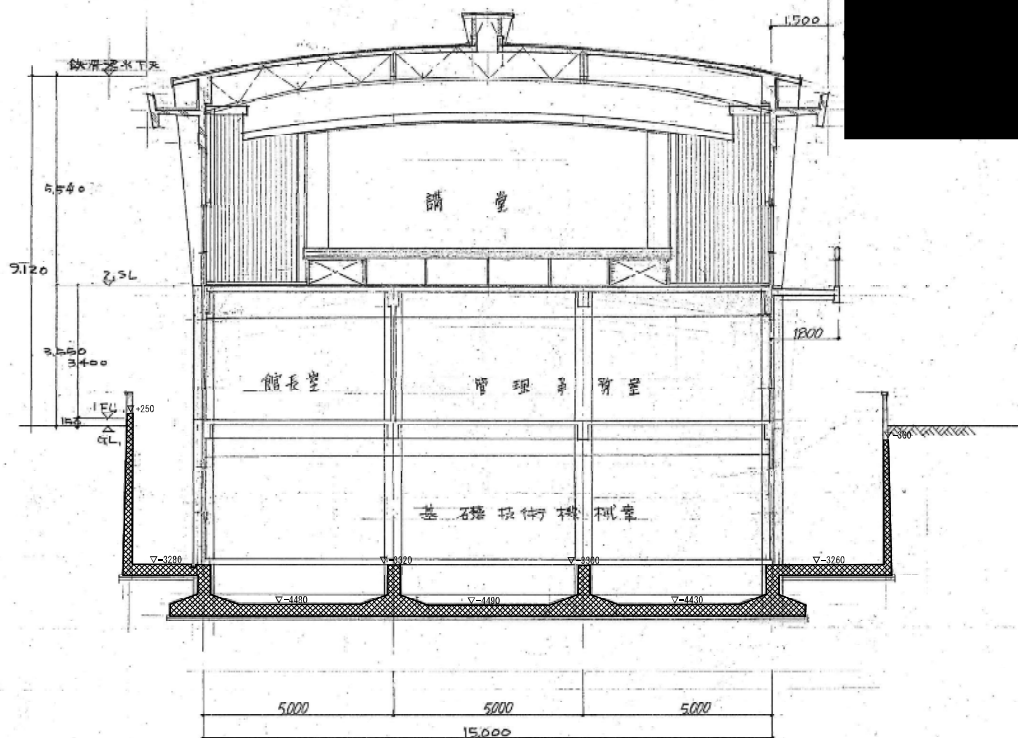
A A 断面図 1:100



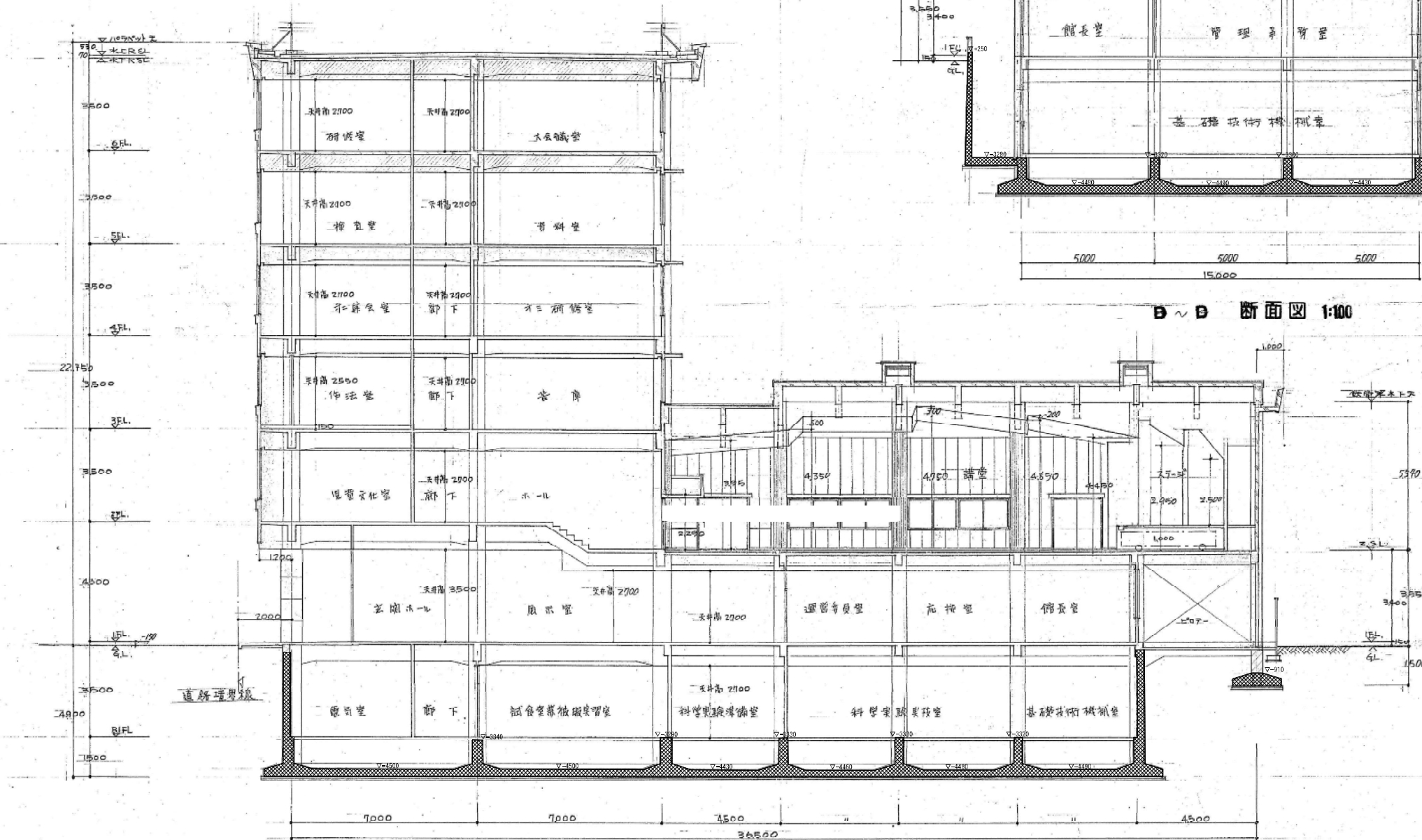
キープラン

旧教育館取りこわし工事			設計図
断面図1			No.73
縮	尺	A1:1/100	164
設 計		令和 2年 3月	
本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする。			

断面	2	図	33枚中
縮尺	1:100	設計	NO. 11
係員		昭和	年 月 日

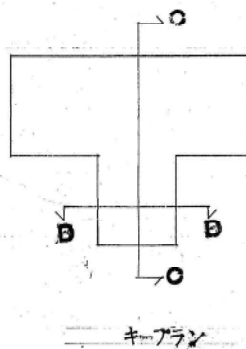


B ~ B 断面図 1:100



C ~ C 断面図 1:100

既存存置部分を示す



旧教育館取りこわし工事	設計図
断面図2	No. 74
縮尺	A1:1/100
設計	令和 2年 3月

本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする。

以下に掲げる文案はあくまでも標準例であり、グループで応募する場合など、状況に応じて各条項が変更・追加となることがあります。

資料 5

旧教育館跡地暫定活用に関する基本協定書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、旧教育館跡地暫定活用事業提案（以下「本事業」という。）に関し、乙より提出された提案書に記載されている事業内容（以下「提案事業」という。）の実現に関する基本的事項について、次の通り合意し、旧教育館跡地暫定活用に関する基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定において用いられる用語の定義は、本文中において明示されているものを除き、「旧教育館跡地暫定活用事業提案募集要項」（以下「募集要項」という。）における定義と同一とする。

（目的）

第 1 条 本基本協定は、本件土地（次条に定義する。）に関する本事業の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な諸手続き並びに甲及び乙の義務について定めることを目的とする。

（本件土地）

第 2 条 本基本協定の対象となる土地（以下「本件土地」という。）は、次に掲げる土地とする。

所 在 地	地 目	公募面積
名古屋市中区錦三丁目1602番、1604番 （合計 2筆）	宅地	合計 1,582.83㎡

（提案内容の履行）

第 3 条 乙は、提案事業のすべてを誠実に実施しなければならない。

- 乙は、前項の提案事業の実施にあたっては、募集要項に定める各条項を遵守しなければならない。
- 乙は、提案施設等における設計、整備工事、維持管理及び運営に関する一切の責任を負うものとする。
- 乙は、甲の書面による承諾がない限り、提案事業の変更をしてはならない。
- 甲は、乙に対し、公共公益上、必要と認めるものについて、合理的な範囲

で提案事業の変更を求めることができる。

6 乙は、以下の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合に限り、甲に対し、提案事業の内容を損なわない範囲において、提案事業の変更を申し入れることができる。ただし、甲の書面による承諾がない限り、提案事業を変更することはできない。

(1) 提案事業の内容向上に資すると考えられるものであり、提案事業を変更することが望ましい場合

(2) 施設利用者の利便性、便益向上等を目的とした改善を図る場合

(3) 近隣住民等からの苦情又は要望、法制度の変更等やむを得ない事由が発生した場合

(4) 提案書に誤り又は不正確な事項が存在し、訂正又は変更を要する場合

(5) 貸付契約（次条に定義する。）第12条第 6項の規定により、提案事業の内容を変更する場合

(6) 前各号に定めるものの他、甲が必要と認める場合

7 乙は、提案事業に基づき、本件土地においてイベント等を実施しようとする場合は、事前にイベント等の詳細を記した計画書等を甲に提出し、承認を受けなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、乙は、提案事業の実施に際して、疑義が生じたときには、必要に応じて速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処するものとする。

（公有財産有償貸付契約書）

第 4条 甲及び乙は、本基本協定の締結後、速やかに本件土地に関する公有財産有償貸付契約書（以下「貸付契約」という。）を締結するものとする。

（整備完了の期日）

第 5条 乙は、令和 6年 3月31日までに、提案施設等のすべてを整備し、甲の立ち合いによる確認を受けるものとする。

2 乙は、やむを得ず前項に定める期日までに提案施設等の整備を完了することができない場合は、合理的な範囲で甲に対して延長を申し入れることができる。ただし、甲の承諾がない限り、整備完了の期日を延長することができない。

（基本協定の期間）

第 6条 本基本協定の期間は、本基本協定の締結日から令和10年 3月31日までとする。

（各種調査・設計等協議）

第 7条 乙は、提案施設等の整備に際して必要な測量、地質調査、又はその他の調査（以下「測量等」という。）を自らの責任と費用において行うものとし、乙は測量等を行う場合、甲に対して事前に連絡するものとし、かつ、測量等を終了したときは甲に対して測量等に係る報告をしなければならない。

2 乙は、提案施設等の整備にあたり、甲からの求めに応じ必要書類等を開示し、又は甲からの質問に対し回答を行わなければならない。

3 提案施設等の設置箇所及び配置に関しては、甲乙協議のうえ決定するものとし、乙は、甲から提案施設等の設置箇所又は配置を変更するよう求められたときは、これに応じなければならない。

4 乙は、甲と緊密に連携して提案施設等の整備に必要な協議を行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、提案施設等の整備に際して、疑義を生じたときは、必要に応じて速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処するものとする。

（近隣住民等への配慮）

第 8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件土地の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、提案施設等の整備及び提案事業の実施に際して、騒音、振動、悪臭又は土壤汚染等によって近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

3 乙は、提案施設等の整備及び提案事業の実施に際しては、事前に近隣住民等へその内容を周知しなければならない。

4 乙は、提案施設等の整備又は提案事業の実施に関して、近隣住民等から苦情又は要望等があったときは、自らの責任と費用において速やかに解決するとともに、誠実かつ確実に対応しなければならない。

（第三者に損害を及ぼした場合の措置等）

第9条 乙は、提案事業の実施に際して第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、自らの責任において損害の発生を防止するよう努めなければならない。

2 乙は、提案事業の実施に際して第三者との間で紛争を生じ、又は損害を及ぼした場合は、乙はその紛争又は損害の一切について、自らの責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる請求もしないものとする。

（協定履行の調査及び事業報告）

第10条 乙は、甲が本基本協定の履行に関して調査をするときは、これに協力するものとし、提案事業の実施に関して、報告、説明又は必要な資料の提示を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 前項の調査等により疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、必要に応じて甲は乙に対して、期限を示して報告、改善又はその他必要な措置を求めることができるものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 乙は、毎年度、提案施設等の管理運営実施状況、収支決算書等甲が求める事項を記載した書類を、当該年度終了後3か月以内に、甲に提出するものとする。ただし、最終年度については、令和10年3月31日までに提出するものとする。

（基本協定の地位の譲渡等）

第11条 乙は、甲の書面による事前承諾がない限り、本基本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に定める譲渡等は、本基本協定締結から提案施設等の竣工までの期間は、原則これを認めないものとする。

3 第1項に定める譲渡等にあたっては、乙は、譲渡等の相手先が本基本協定に定めるすべての条項を承継し遵守する旨の誓約書を、甲に対して提出するものとする。

（甲に対する通知義務）

第12条 乙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を甲に書面で通知するとともに、提案事業の実施及び継続に関して、速やかに甲と協議しなければならない。

- (1) 住所、名称、定款、若しくは寄付行為、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき
- (2) 解散し、若しくは合併したとき、又は営業を停止し、廃止し、若しくは譲渡したとき
- (3) 滞納処分、強制執行、仮差押え、若しくは仮処分又は競売の申立てを受けたとき
- (4) 企業担保権実行手続き開始の申立てがあったとき、破産若しくは更生手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき又は民事再生手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき
- (5) 特別清算開始の申立てがあったとき
- (6) 手形不渡り、事実上の倒産、長期の活動停止、上場廃止、有価証券報告書の虚偽記載など、提案事業の実現又は継続に重大な支障となるような信用不安事由が発生したとき
- (7) 第5条に定める期日までに、整備を完了させることが不可能であることが明らかになったとき
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案事業の実施又は継続が困難となるような事態が発生したとき

（基本協定の解除権）

第13条 乙が本基本協定の各条に違反する事実があるとき、甲は是正を催告することができる。

2 前項に定める甲の催告にも関わらず、乙がこれを是正しないときは、甲は本基本協定を解除することができる。

3 乙が、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日）」及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱い要綱（19財管第253号）」に基づく排除措置の対象となる法人等となった場合は、甲は本基本協定を解除する。

4 貸付契約第19条に基づき、貸付契約が解除された場合は、甲は本基本協定を解除する。

（基本協定の失効）

第14条 貸付契約第20条に基づき、貸付契約が失効した場合は、本協定も同時に失効するものとする。

（損害賠償）

第15条 甲は、乙が本基本協定に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（基本協定の費用）

第16条 本基本協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第17条 本基本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第18条 本基本協定に関する一切の法律関係に基づく訴えについては、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

本基本協定の締結の証として、本書 2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その 1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

印

乙

印

以下に掲げる文案はあくまでも標準例であり、グループで応募する場合など、状況に応じて各条項が変更・追加となることがあります。

資料 6

公有財産有償貸付契約書（案）

貸付人名古屋市（以下「甲」という。）と借受人_____（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日付けで締結した旧教育館跡地暫定活用に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、次の条項により公有財産の有償貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

なお、本件契約において用いられる用語の定義は、本文中において明示されているものを除き、「旧教育館跡地暫定活用事業提案募集要項」（以下「募集要項」という。）及び基本協定における定義と同一とする。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	地積
名古屋市中区錦三丁目1602番、1604番 （合計 2筆）	土地	合計 1,582.83㎡

（借地借家法の適用除外）

第 3 条 甲と乙は、本件契約が建物の所有を目的とするものではなく、借地借家法（平成 3 年法律第90号）の適用を受けないものであることを相互に確認する。

（指定用途）

第 4 条 乙は、募集要項及び旧教育館跡地暫定活用事業提案に関し、自ら提出した提案書に記載された用途に従って、貸付物件を使用しなければならない。

2 乙は、前項に定める指定用途を変更しようとする場合は、事前に変更する詳細な理由及び変更後の用途等を書面により甲に申請し、その承認を受けな

なければならない。

3 乙は、貸付物件を次の各号に定める用途に供し又は供させてはならない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者を利する用途に供するなど公序良俗に反する用途
- (4) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される用途
- (5) その他、甲が公序良俗に反すると認める用途
- (6) 第三者をして(1)から(5)の用途に使用させること

4 乙は、貸付物件に借地借家法第1条に規定する建物を建築してはならない。

（貸付期間）

第5条 貸付期間は、本件契約の締結日から令和10年3月31日までとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、月額 金_____円とする。

2 乙は、前項に定める貸付料を、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年次	納付期限	納付金額
第1年次	令和5年4月30日	金_____円
第2年次	令和6年3月31日	金_____円
第3年次	令和7年3月31日	金_____円
第4年次	令和8年3月31日	金_____円
第5年次	令和9年3月31日	金_____円

3 第1項に定める貸付料は、日数が1か月に満たない場合は1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

（延滞金）

第 7条 乙は、前条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第 1項に定める割合により算定した額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が 100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）を延滞金として甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第 8条 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（財務調査等）

第 8条の 2 甲は、貸付期間中いつでも、乙に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

2 乙が、第 6条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、甲は乙に対し、乙に関する資産状況の調査を求めることができる。

3 乙は、前 2項に定める甲の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。

4 甲は、第 1項及び第 2項により知りえた情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。

5 第 2項の場合において、乙は、甲が、本契約と同種の契約を乙との間で締結している国又は地方公共団体と、乙の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

（契約保証金）

第 9条 乙は、甲に対して契約保証金として金 円（貸付料年額の 100分の10に相当する額）を、甲が発行する納付書により、本件契約締結日までに納付しなければならない。

2 前項に定める契約保証金については、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第 1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 乙に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の

支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもって本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。

6 甲は、本件契約が終了し、乙から貸付物件の明渡しを受けたときにおいて、乙に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。

7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（届出事項）

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに甲に対して届け出なければならない。

(1) 乙の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき

(2) 乙の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき

(3) 貸付物件が滅失又は損傷したとき

（契約不適合責任）

第11条 乙は、本件契約を締結した後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の迫完の請求、貸付料の減免の請求又は損害賠償等の請求をすることができない。

（地中残置物）

第12条 甲及び乙は、貸付物件の地中に、募集要項において示すとおり、旧教育館躯体の一部などが残置されていることを確認する。

2 甲及び乙は、前項に定める残置物以外にも、貸付物件の地中に残置物が存

在する可能性があることを確認する。

- 3 乙は、提案施設等の整備及び提案事業の実施に際して、第 1 項及び第 2 項に定める残置物（以下「地中残置物」という。）に影響を及ぼしてはならない。
- 4 乙は、提案施設等の整備及び提案事業の実施に際して、地中残置物に損害を及ぼした場合は、乙はその損害の一切について、自らの責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる請求もしないものとする。
- 5 乙は、地中残置物により、提案施設等の整備及び提案事業の実施が不可能又は困難となった場合であっても、本件契約を解除することはできない。
- 6 前項の定めにより、提案施設等の整備及び提案事業の実施が不可能又は困難となった場合、乙は、自らの責任と費用で、提案事業の内容を変更し、提案事業を継続しなければならない。
- 7 前項の定めにより、乙が提案事業の内容を変更するにあたり、地中残置物の一部を撤去することで事業の継続が可能となる場合、乙は、甲の許可を得て地中残置物の一部を、自らの責任と費用により撤去することができるものとする。ただし、地中残置物の一部撤去に際して、隣地又は道路等に損害を及ぼした場合は、乙はその損害の一切について、自らの責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる請求もしないものとする。
- 8 甲が、募集要項において示す地中残置物調査等部分に関する調査又は撤去を行うため、乙に対して、支障となる提案施設等（以下「支障部分」という。）について撤去又は移動を求めた場合、乙は、自らの責任と費用により支障部分を撤去又は移動しなければならない。この場合において、乙は、支障部分の撤去又は移動に際して生じた損害の一切について、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる請求もしないものとする。
- 9 乙が前項の定めに従わず、支障部分の撤去又は移動を行わないときは、甲が、乙に代わって支障部分の撤去又は移動を行うことができるものとする。この場合において、甲は、撤去又は移動に要した費用について、乙に対して、請求できるものとし、乙は、生じた損害の一切について、甲に対して、補償

等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる請求もしないものとする。

（指定期日）

第13条 乙は、貸付物件を、基本協定第 5条第 1項に定める期日までに第 4条第 1項に定める指定用途に供さなければならない。

2 乙は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

（引渡し）

第14条 甲は、第 5条に定める貸付期間開始の日に、貸付物件を現状有姿のまま乙に引き渡す。

（権利譲渡等の禁止）

第15条 乙は、甲の承認なく貸付物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

（物件保全義務）

第16条 乙は善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 前項の定めにより支出する費用については、すべて乙の負担とし、甲に対してその償還等の請求をすることができない。

3 乙は、悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 乙は、貸付物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自らの責任と費用により速やかに解決しなければならない。

（調査等協力義務）

第17条 甲は、貸付物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

2 甲は、第12条第 8項の規定に基づき地中残置物調査等部分に関する調査若しくは撤去を行うとき又は同条第 9項の規定に基づき乙に代わって支障部分の撤去若しくは移動を行うときは、予め乙に通知したうえで、貸付物件の乙による使用を一部制限し、貸付物件に立入ることができるものとする。この

場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(違約金)

第18条 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として甲に納付しなければならない。

(1) 第4条第2項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、貸付物件を同条第1項に定める指定用途以外の用途に供したときは、金_____円（貸付料年額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）

(2) 第4条第3項各号又は同条第4項の定めに違反したときは、金_____円（貸付料年額の100分の30に相当する額。）

(3) 第12条第8項に基づき甲が支障物件の撤去又は移動を求めたにもかかわらず撤去又は移動を行わないときは、金_____円（貸付料年額の100分の10に相当する額。）

(4) 第13条第2項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに貸付物件を第4条に定める指定用途に供しなかったときは、金_____円（貸付料年額の100分の10に相当する額。）

(5) 第15条の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、貸付物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金_____円（貸付料年額の100分の30に相当する額。）

(6) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金_____円（貸付料年額の100分の10に相当する額。）

2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために貸付物件を必要とするとき

- (2) 乙が、第 4条第 2項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、貸付物件を同条第 1項に定める指定用途以外の用途に供したとき
- (3) 乙が、第 4条第 3項各号又は同条第 4項の定めに違反したとき
- (4) 乙が、第 6条に定める貸付料の支払いを 2か月以上怠ったとき
- (5) 乙が、第13条第 2項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、同条第 1項に定める指定期日までに貸付物件を第 4条に定める指定用途に供しなかったとき
- (6) 乙が、第15条の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、貸付物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき
- (7) 乙が、第16条第 1項に定める物件保全義務を怠ったために、貸付物件を荒廃に至らしめたとき
- (8) 乙が、第16条第 3項の定めに違反したとき
- (9) 基本協定第13条第 2項又は同条第 3項に基づき基本協定が解除されたとき
- (10) その他乙に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき

(契約の失効)

第20条 天災地変その他甲乙いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって貸付物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

- 2 前項により本件契約が失効した場合には、甲乙相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第21条 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した時は、乙は自己の費用をもって貸付物件の上に存する工作物その他乙が貸付物件に付属させたものを撤去し、貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の定めにより貸付物件を甲に返還するときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が貸付物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から貸付物件の明渡し完了までの間、乙は甲に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（貸付料の清算）

第22条 本件契約が貸付期間の途中で解約された場合において、その原因が第19条第1号によるときその他乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、甲はこれを乙に対して還付しない。

（損害賠償）

第23条 乙は、本件契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第24条 乙は、貸付期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

（契約の費用）

第25条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定）

第26条 本件契約に関して疑義があるときは、甲乙協議のうえ、これを決定する。

（裁判管轄）

第27条 甲乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

印

乙

印